

公益財団法人愛知県スポーツ協会事務局組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）の業務を処理するために必要な組織について、定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 協会に事務局を置く。

2 事務局の所在地は名古屋市中区新栄1-49-10愛知県教育会館3階とする。

(事務局の所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、定款に定める事業の実施に関する事務のほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会、評議員会、その他の会議に関すること。
- (2) 定款その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業の企画調整に関すること。
- (4) 文書及び公印の管守に関すること。
- (5) 予算、決算及び経理並びに物品の取得、管理及び処分に関すること。
- (6) 財産（資産）の取得、管理及び処分に関すること。
- (7) 契約に関すること。
- (8) 職員の任免その他進退及び服務に関すること。
- (9) 職員の給与、勤務時間及びその他勤務条件に関すること。
- (10) 職員の福利厚生に関すること。
- (11) 広報に関すること。
- (12) その他協会の運営および管理に関すること。

(職員の職及びその職務)

第4条 事務局に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができる。その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
事務局長	常務理事の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
事務局次長	事務局長を補佐する。
主幹	上司が命ずる事務を掌理する。
副主幹	上司が命ずる事務を整理する。
主査	上司が命ずる事務を整理する。
主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務に従事する。

2 事務局長は、理事会において選任するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、協会の事務局に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行のときに在職する書記、書記補及び雇員である職員は改正後の規程による主事に、その他の職員は従前の職に対応する改正後の職に引き続き任命されたものとみなす。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成27年度定時評議員会(平成27年6月17日)から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。